

# 指定袋等の購入方法 ごみ処理手数料の減免制度

## ●指定袋等の購入方法

指定袋や指定シールは、取扱店であることを示すステッカーを掲示したスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストアなどで購入してください。

## ●ごみ処理手数料の減免制度

市では減免制度を設けており、対象者へ指定袋等を配付するほか、庭木の剪定枝や美化活動で収集したごみについても減免します。



減免の対象		手続きなど	支給方法
<b>生活保護世帯</b> 生活保護を受けている世帯		手続きは不要です。	対象世帯に直接配付します。
紙おむつの長期使用者	<b>3歳未満児</b> 3歳未満児の方（世帯）	出生、転入の手続きの際、あわせて手続きしてください。里帰り出産などで、長期滞在する場合は、生活環境課へ手続き方法をお問い合わせください。	引換券を交付しますので、指定袋等取扱店で燃やせるごみ指定袋と交換してください。
	<b>身体障害(児)者</b> 身体障害者手帳の交付を受けている人で紙おむつを使用している人（世帯）	身体障害者手帳、紙おむつの使用が確認できる書類（領収書等）をご持参の上、生活環境課又は、福祉課窓口にて手続きをしてください。 なお、脳原性運動機能障害などの障害により市の福祉サービスで紙おむつの給付を受けている方は手続きは不要です。	
	<b>知的障害(児)者</b> 療育手帳の交付を受けている人で、紙おむつを使用している人（世帯）	療育手帳、紙おむつの使用が確認できる書類（領収書等）をご持参の上、生活環境課又は福祉課窓口にて手続きをしてください。	
	<b>高齢者</b> 概ね65歳以上の寝たきりや認知症などの理由により、市の高齢者福祉サービスで紙おむつの給付を受けている方（世帯）	手続きは不要です。	
<b>腹膜透析治療受療者</b> 在宅で腹膜透析治療を受けている人（世帯）		腹膜透析治療を受けていることが確認できる書類（診療明細等）をご持参の上、生活環境課又は福祉課窓口にて手続きをしてください。	
<b>庭木の剪定枝（全世帯）</b> ※事業者は対象外		手続きは不要です。 <b>長さ50cm、束ねた直径を30cm以下</b> にして、ひも（ひもの指定はありません）で縛り、指定袋や指定シールを使用せず燃やせるごみの収集日に出してください。 小枝などは、透明か半透明の袋に入れ、その袋に「枝木」と書いて、燃やせるごみの収集日に出してください。 また、クリーンセンターに直接持ち込んでも無料となります。大きさの制限は長さ3m以下、太さ20cm以下です。	—
<b>落ち葉（全世帯）</b> ※事業者は対象外		手続きは不要です。 透明か半透明の袋に入れ、その袋に「落ち葉」と書いて、燃やせるごみの収集日に出してください。 また、クリーンセンターに直接持ち込んでも無料となります。	—
<b>町内会等の団体や個人での美化活動で収集したごみ</b>		美化活動用の袋を配付しています。 <b>&lt;町内会で実施する場合&gt;</b> 各町内会に対して、毎年3月頃照会しますので、必要数をお知らせください。 <b>&lt;ボランティア団体や個人で実施する場合&gt;</b> 生活環境課又は各総合事務所市民生活・福祉グループの窓口で手続きをしてください。	<b>&lt;町内会で実施する場合&gt;</b> 町内会長あての連絡便や町内会長宅への直接送付のほか、生活環境課又は各総合事務所市民生活・福祉グループの窓口で直接配付します。 <b>&lt;ボランティア団体や個人で実施する場合&gt;</b> 生活環境課又は各総合事務所市民生活・福祉グループの窓口で直接配付します。